

ダイワファンドラップサービス約款（法人用） 新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
（ダイワファンドラップW e bサービス） 第8条 申込者が、主口座に関するオンライントレードの利用申込み<u>手続</u>を完了している場合、当社は申込者に対してオンライントレードに加えて、インターネットを利用した本サービスにおける残高情報、有価証券等の取引経過、その他当社が定める事項に関する情報提供（この約款において「ダイワファンドラップW e bサービス」と総称します。）を行います。 2. (省 略) (1)～(3) (省 略) 附 則 この約款は、<u>2020</u>年<u>8</u>月<u>11</u>日より適用されます。 以 上	（ダイワファンドラップW e bサービス） 第8条 申込者が、主口座に関するオンライントレードの利用申込みを完了している場合、当社は申込者に対してオンライントレードに加えて、インターネットを利用した本サービスにおける残高情報、有価証券等の取引経過、その他当社が定める事項に関する情報提供（この約款において「ダイワファンドラップW e bサービス」と総称します。）を行います。 2. (現行どおり) (1)～(3) (現行どおり) 附 則 この約款は、<u>2025</u>年<u>6</u>月<u>30</u>日より適用されます。 以 上